

署名簿の提出・縦覧

- 署名収集期間満了日の翌日から、都道府県・指定都市に関する請求は10日以内、指定都市以外の市町村に関する請求は5日以内に、市町村の選挙管理委員会に署名簿を提出しなければなりません。

※ 収集した署名数が法定署名数に達しなかった場合は、署名簿を提出する必要はありません。

- 都道府県・指定都市に関する請求の場合、その区域の一部において選挙が行われた場合には、当該区域のみ、署名収集期間が延長され、他の区域では先に署名収集期間が終了します。

署名収集期間が満了した区域に係る署名簿は、満了日の翌日から10日を経過する日までの間に市町村（又は区若しくは総合区）の選挙管理委員会に仮提出しなければなりません。

※ 仮提出中の署名簿は、全体の署名数が法定数に達すれば、いつでも正規の提出に切替が可能です。

※ 正規の提出をする旨申出をすれば、署名簿の提出があったものとみなされます。

- 提出された署名簿は、選挙管理委員会による署名の証明が終了した日から7日間、**関係人の縦覧に供されます。**

※ 関係人とは、選挙人名簿に記載されている者全部を指します。